

日本死の臨床研究会倫理規定

2023/7/13 更新

本研究会会誌に投稿される論文、年次大会などの集会で行われる研究発表は次の規定を満たしていなければならない。

1) 倫理指針

投稿される論文・研究発表の内容及びその基となる研究においては、[ヘルシンキ宣言](#)（2013年改訂）、[人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針](#)（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号・令和3年6月30日施行・令和5年3月27日一部改正）及び[同倫理指針ガイダンス](#)（令和3年4月16日制定・令和5年4月17日一部改訂）、[医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス](#)（個人情報保護委員会 厚生労働省平成29年4月14日、令和2年10月一部改訂）などの倫理指針に従っていることが必要である。なお、臨床研究においてはいずれかの施設、機関による倫理審査委員会の承認を得たものであることが望ましい。また、人文学系や社会学系の研究については、それぞれの学会や関連団体で作成された倫理指針も参考とすること。（例:社会学系の研究については[日本社会学会倫理綱領及び日本社会学会倫理綱領にもとづく研究指針](#)など）

2) 個人情報保護

投稿される論文・研究発表が医療系論文であっても、人文学系あるいは社会学系論文であっても「[個人情報の保護に関する法律](#)」（平成17年4月）などその時代に遵守すべき法令・省令を遵守すること。特に医療系の論文・研究発表においての症例報告などのプライバシー保護に関しては外科系学会協議会による「[症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針](#)」に従うこと。